

# エネルギー回収施設(川口)建設及び運営事業

## 入札説明書

平成 27 年 3 月

山形広域環境事務組合



## 《目 次》

I	用語の定義	1
II	入札説明書の位置付け	3
III	事業の概要	4
1	事業名	4
2	本事業の対象となる公共施設等の名称及び種類	4
3	公共施設等の管理者	4
4	事業目的	4
5	本事業対象施設の概要	5
6	事業方式	6
7	契約形態	6
8	事業期間	6
9	事業実施区域	7
10	関係法令等の遵守	7
11	事業期間終了後の措置	7
12	事業の対象となる業務範囲	7
IV	入札に関する事項	9
1	入札に関するスケジュール	9
2	入札手続等	10
3	入札に関する担当部署等	16
4	参加資格要件	17
V	応募者の審査及び落札者の選定	22
1	審査の機関	22
2	落札者の決定方法	22
VI	本事業に関する提示条件	23
1	民間事業者の収入	23
2	売電収入の帰属先	23
3	組合が適用を予定している交付金について	23
4	保険	24
5	想定されるリスクの分担	24
6	業務の委託等	24
VII	落札者決定後の手続き並びに契約に関する事項	24
1	特別目的会社の設立	24
2	契約内容の協議	25
3	事業契約の締結	25
4	地位の譲渡等	25
5	入札保証金及び契約保証金	25

VIII 公表資料の一覧 .....	26
1 入札説明書添付資料 .....	26
2 別添資料 .....	27

## Ⅰ 用語の定義

本実施方針において使用する用語の定義は次のとおりである。

本事業組合	エネルギー回収施設（川口）建設及び運営事業をいう。
構成市町	山形広域環境事務組合をいう。
組合圏域	山形広域環境事務組合を構成する2市2町（山形市、上山市、山辺町、中山町）をいう。
審査委員会	構成市町の行政区域をいう。
応募者	本事業の実施に際して必要となる事項の検討及び提案審査を行う目的で、組合が設置する学識経験者などで構成される組織「エネルギー回収施設建設及び運営事業技術審査委員会」をいう。
構成員	本事業の入札手続に参加する複数企業で構成される企業グループをいう。 応募者のうち、民間事業者の決定後、運営事業者への出資を行うものをいう。
協力企業	応募者のうち民間事業者の決定後、運営事業者への出資を行わないもので、本事業の実施に際して、設計・建設業務、運営・維持管理業務のうちの一部を請負い又は受託することを予定しているものをいう。
代表企業	入札手続において応募者の代表を務める者をいう。
民間事業者	組合と事業契約を締結し、本事業を実施するものをいう。
建設事業者	本事業において、本件施設の設計・建設業務を担当するもので、単独企業又は共同企業体をいう。
運営事業者	民間事業者の決定後、構成員が出資を行い設立する特別目的会社で、複合施設の運営・維持管理業務を行うものをいう。
事業契約	本事業に係る基本契約、建設工事請負契約及び運営業務委託契約の総称をいう。
基本協定	民間事業者の決定後、本事業開始のための準備行為等の基本的事項等についての組合と落札者の間で締結される協定をいう。
基本契約	民間事業者に本事業を一括で発注するために、組合と落札者及び落札者が設立する運営事業者で締結する契約をいう。
建設工事請負契約	本事業の設計・建設業務の実施のために、基本契約に基づき、組合と建設事業者が締結する契約をいう。
運営業務委託契約	本事業の運営・維持管理業務の実施のために、基本契約に基づき、組合と運営事業者が締結する契約をいう。
設計・建設業務	本事業のうち、本件施設の設計・建設に係る業務をいう。
運営・維持管理業務	本事業のうち、複合施設の運営・維持管理に係る業務をいう。

本 件 施 設	本事業において、民間事業者がエネルギー回収施設整備区域と付帯施設整備区域を合わせた本件施設対象区域内に設計・建設するエネルギー回収施設（川口）をいい、プラント及び建築物等を総称していう。
本件施設対象区域 複 合 施 設	エネルギー回収施設整備区域と付帯施設整備区域を合わせた区域をいう。 本事業において、民間事業者が平成 51 年 3 月まで運営・維持管理する本件施設及び関連施設を総称していう。
複合施設対象区域 緩 衝 緑 地 帯	本件施設対象区域と関連施設設置区域を合わせた区域をいう。 事業実施区域の市道前川ダム東線及び J R 奥羽本線に面した位置に 5m 以上の幅で整備する緑地帯をいう。
建 築 不 可 エ リ ア	事業実施区域の南側のがけに近接する個所で、山形県建築基準条例におけるがけからの離隔距離の規定により建築物の建築が制約される部分をいう。
プ ラ ン ト	本件施設で処理対象物を焼却・熔融処理ならびに余熱利用するために必要なすべての機械設備・電気設備・計装制御設備等を総称していう。
建 築 物 等 処 理 棟	本件施設のうち、プラントを除く設備及び建築物等を総称していう。 本件施設のうち、プラントなどを備えた建物をいう。
エネルギー回収施設	本件施設のうち、処理棟や計量棟などの処理対象物を焼却・熔融処理するために必要なすべてのプラント及び建築物、並びに構内道路や門扉、構内照明、構内排水、駐車場などの付帯施設を指し、本件施設のうち、付帯施設を除くすべてを総称していう。
付 帯 施 設	本件施設のうち、付帯施設整備区域内に整備することもふれあい広場（大型遊具、幼児用遊具、トイレ、四阿、余熱活用設備、等を備える）、電気自動車急速充電設備及び付帯施設用駐車場を総称していう。
関 連 施 設	組合が本事業実施までに整備する橋梁、観音（いわや観音）及び山側へ向かう既存道路にアクセスする道路、事業実施区域に隣接する北側及び南側の雨水排水路、事業実施区域に隣接する東側、北側東部の農業用水路及び落石防護柵等を総称していう。
先 行 施 設	組合が現在整備中のエネルギー回収施設（立谷川）をいう。
入 札 説 明 書	本事業における入札説明書をいう。
要 求 水 準 書	本事業における設計・建設業務に係る要求水準書をいう。
設 計 ・ 建 設 業 務 編	
要 求 水 準 書	本事業における運営・維持管理業務に係る要求水準書をいう。
運 営 ・ 維 持 管 理 業 務 編	
要 求 水 準 書	要求水準書設計・建設業務編及び要求水準書運営・維持管理業務編を総称していう。
入 札 説 明 書 等	本事業の入札公告に際して、配布する入札説明書、要求水準書、契約書案、落札者決定基準書などの書類をいう。
P F I 法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）をいう。

## Ⅱ 入札説明書の位置付け

山形広域環境事務組合（以下「組合」という。）は、エネルギー回収施設（川口）建設及び運営事業（以下「本事業」という。）について「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）の規定に準じて実施するため、平成26年12月19日に「エネルギー回収施設（川口）建設及び運営事業 実施方針」（以下「実施方針」という。）を公表した。

本入札説明書は、本事業を実施する民間事業者選定のための総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令第167条の10の2）に適用されるものであり、本事業に係る入札公告に基づく事業者の募集及び決定等については、「入札説明書」、「要求水準書」、「落札者決定基準書」、「基本協定書（案）」、「基本契約書（案）」、「建設工事請負契約書（案）」、「運営業務委託契約書（案）」、「様式集」、「提出書類の作成要領」及びこれらに関する質問回答（以下「入札説明書等」という。）により、民間事業者は本事業を実施しなければならない。

応募者は、入札説明書等の内容を十分理解した上で、本事業の目的に沿った条件で必要な書類等の作成を行うものとする。

### Ⅲ 事業の概要

#### 1 事業名

エネルギー回収施設（川口）建設及び運営事業

#### 2 本事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

名 称 エネルギー回収施設（川口）

種 類 一般廃棄物処理施設

#### 3 公共施設等の管理者

山形広域環境事務組合 管理者 山形市長 市 川 昭 男

#### 4 事業目的

住民の生活及び事業活動によって排出される一般廃棄物（ごみ）を衛生的にかつ適正に収集、運搬し、処理、処分することは、住民の健康で文化的な生活を保全し、公衆衛生の向上を図る上で極めて重要な事業である。

ごみ処理を取り巻く状況は、ごみ質の多様化、ダイオキシン類対策、地球温暖化防止対策などが課題となっている。また、循環型社会形成推進基本法（平成 12 年 6 月 2 日 法律第 110 号）が施行され、3R（リデュース:発生抑制、リユース:再使用、リサイクル:再生利用）、熱回収及び適正処理への取り組みが求められている。

このような背景のなか、組合圏域のもやせるごみの処理は、現在、山形市の半郷清掃工場（昭和 53 年 6 月竣工、処理能力 180 t/日）と立谷川清掃工場（昭和 57 年 7 月竣工、処理能力 180 t/日）で処理を行っている。

しかし、現在稼働中の 2 施設は、稼働からそれぞれ 36 年と 32 年が経過し、施設の老朽化が著しく、ごみの適正な処理を継続して行くために、新たなエネルギー回収施設を建設することが必要となっている。組合では 2 施設体制でのごみの適正処理の継続を行うこととし、現在、先行して平成 29 年 10 月供用開始予定のエネルギー回収施設（立谷川）（以下「先行施設」という。）を整備中である。

本事業は、先行施設に引き続き「信頼できる施設」、「安心できる施設」、「親近感のある施設」をコンセプトとした新たなエネルギー回収施設（川口）（以下「本件施設」という。）を建設する。また、本件施設及び橋梁や農業用水路等の関連施設（以下「複合施設」という。）を運営・維持管理することにより、処理対象物の適正処理、生活環境の保全、有害物質のさらなる削減を図るとともに、循環型社会を構築するためのエネルギー回収を推進するため、焼却による熱エネルギーを利用した発電を行うことを目的とするものである。

組合は、これまで 3 つのコンセプトそれぞれに、次の配慮事項を掲げて、本事業を推進してきている。



－ エネルギー回収施設（川口）の事業コンセプト －

1. 信頼できる施設

「信頼できる施設」として、以下のことに配慮した施設とします。

- ①信頼性の高いプラントを建設し、平常時にも災害時にも安全を確保します。
- ②高度な公害防止設備を設置し、環境負荷を抑制します。
- ③的確な維持管理の徹底により、ごみを安定的に処理します。

2. 安心できる施設

「安心できる施設」として、以下のことに配慮した施設とします。

- ①操業データを公開し、開かれた施設運営を行います。
- ②運営協議会等を通じて住民の意見を施設運営に反映します。
- ③排ガス濃度等を連続的に測定し、常時表示します。

3. 親近感のある施設

「親近感のある施設」として、以下のことに配慮します。

- ①環境に関する情報を発信し、環境学習の拠点となる施設とします。
- ②敷地内に植栽を施すとともに、景観に配慮した色彩やデザインを採用するなど、周辺環境との調和を図ります。

## 5 本事業対象施設の概要

### (1) 本件施設の概要

項 目	概 要
事業実施場所	上山市川口地内（「入札説明書添付資料-1 事業実施場所」参照）
事業実施区域	本件施設対象区域 （エネルギー回収施設整備区域＋付帯施設整備区域）
民間事業者の 業務及び期間	設計・建設業務：事業契約締結日から平成30年11月30日まで 運営・維持管理業務：事業契約締結日から平成51年3月31日まで
主要な施設	ア 配置施設 ・処理棟、管理棟（処理棟と合棟とする）、計量棟、駐車場、スラグストックヤード、古紙回収用ストックヤード イ 付属施設 ・構内道路、洗車場、門扉、圍障、駐車場、植栽等その他関連する施設や設備等 ウ 付帯施設 ・こどもふれあい広場（大型遊具、幼児用遊具、トイレ、四阿、余熱活用設備、等を備える）、電気自動車急速充電設備及び付帯施設用駐車場
処 理 方 式	流動床式ガス化熔融方式
処 理 対 象 物	①もやせるごみ（プラスチック類、火災残材、脱水し渣、可燃性粗大ごみ含む） ②立谷川リサイクルセンター破碎処理残渣（粗大ごみ・雑貨破碎処理残渣） ③小動物の死がい ④古紙（回収しリサイクル）
供 用 開 始	平成30年12月1日
施 設 規 模	150 t/日（75 t/日×2炉 1日あたり24時間）
発 電 効 率	循環型社会形成推進交付金制度における高効率ごみ発電施設の交付要綱に従い14.0%以上とする。

## (2) 関連施設の概要

項目	概要
事業実施場所	上山市川口地内（「入札説明書添付資料-1 事業実施場所」参照）
事業実施区域	関連施設対象区域
民間事業者の業務及び期間	運営・維持管理業務：事業契約締結日から平成 51 年 3 月 31 日まで
主要な施設	ア 橋梁 イ 観音及び山側への道路 観音（いわや観音）及び山側へ向かう既存道路にアクセスする道路 ウ 雨水排水路 本件施設対象区域に隣接する北側及び南側の雨水排水路 エ 農業用水路 本件施設対象区域に隣接する東側及び北側東部の農業用水路 オ 落石防護柵

## 6 事業方式

本事業における施設の整備及び運営は DBO（Design Build Operate）方式により実施する。

本事業の入札手続きに参加する複数企業で構成される企業グループ（以下「応募者」という。）のうち、落札者として決定された応募者（以下「落札者」という。）は、建設事業者として本件施設の設計・建設業務を行う。

さらに、落札者は、特別目的会社（運営事業者）を設立し、20 年 4 ヶ月間の運営・維持管理期間にわたって、複合施設の運営・維持管理業務を実施するものとする。

## 7 契約形態

組合は、民間事業者と相互に協力し、本事業を円滑に実施するため本事業に係る基本契約を締結する。また、基本契約に基づいて、民間事業者のうち設計・建設を担当するもの（以下「建設事業者」という。）と本事業に係る建設工事請負契約を締結する。さらに、基本契約に基づいて、運営事業者と本事業に係る運営業務委託契約を締結する。（基本契約、建設工事請負契約、運営業務委託契約の 3 つの契約をまとめて、以下「事業契約」という。）

事業契約の締結主体を「入札説明書添付資料-6 契約スキーム（例）」に示す。

## 8 事業期間

事業期間は次のとおりである。

### (1) 設計・建設業務期間

ア 本件施設の設計・建設業務：事業契約締結日から平成 30 年 11 月 30 日まで

### (2) 運営・維持管理期間

ア 複合施設の運営・維持管理業務：事業契約締結日から平成 51 年 3 月 31 日まで

## 9 事業実施区域

事業実施区域は、「入札説明書添付資料-2 事業実施区域」に示すとおりである。設計・建設業務はエネルギー回収施設整備区域と付帯施設整備区域（以下「本件施設対象区域」という。）で実施し、運営・維持管理業務は本件施設対象区域に関連施設設置区域（以下、「事業実施区域」という。）を含めた区域で実施する。

民間事業者は、設計・建設業務期間中に本件施設を設計・建設し、平成30年12月1日から平成51年3月31日まで本件施設の運営・維持管理を実施する。ただし、関連施設については事業契約締結日から平成51年3月31日まで運営・維持管理を実施するものとする。

## 10 関係法令等の遵守

組合及び民間事業者は、本事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。）をはじめ必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

### 11 事業期間終了後の措置

組合は、本件施設を供用開始後約30年間に亘って使用する予定であり、民間事業者は、組合が約30年間に亘って本件施設を使用することを前提として設計・建設業務及び複合施設の運営・維持管理業務を行うこととする。また、民間事業者は、事業期間終了時に複合施設を組合の定める明け渡し時における本件施設の要求水準を満足する状態に保って、組合に引継ぐものとする。複合施設の事業期間終了時の措置について、運営開始後16年目（平成45年度）の時点において、組合及び民間事業者は協議を開始するものとする。

### 12 事業の対象となる業務範囲

民間事業者が行う事業の範囲は次のとおりとする。また、各項目の詳細については「要求水準書」に示すとおりとする。

#### (1) 民間事業者が行う業務

ア 本件施設の設計・建設に関する業務

(ア) 本件施設の設計に関する業務

- ① 本件施設の設計
- ② 組合が提示する調査結果以外に必要となる事前調査
- ③ 組合の循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）申請支援
- ④ 組合が行うその他許認可申請支援

(イ) 本件施設の建設に関する業務

- ① 本件施設の建設
- ② 建設工事に係る許認可申請等
- ③ 生活環境影響調査事後調査の実施、報告

イ 複合施設の運営・維持管理に関する業務

- ① 運転管理業務
- ② 維持管理業務
- ③ 測定管理業務（生活環境影響調査書の事後調査含む）
- ④ 防災管理業務
- ⑤ 関連業務
- ⑥ 情報管理業務

**(2) 組合又は上山市が行う業務**

ア 複合施設に関する業務

(ア) 複合施設の設計・建設に関する業務

- ① 用地の確保
- ② 橋梁工事（ロードヒーティング放熱管布設除く）
- ③ 電柱等移設工事
- ④ 敷地造成工事
- ⑤ 市道前川ダム東線改良工事（ロードヒーティング放熱管布設含む）
- ⑥ 上水道引込管布設工事
- ⑦ 近隣同意の取得・近隣対応
- ⑧ 本件施設の交付金申請手続
- ⑨ 本件施設の設計・建設モニタリング
- ⑩ その他これらを実施する上で必要な業務

(イ) 複合施設の運営・維持管理に関する業務

- ① 近隣対応
- ② 運営モニタリング
- ③ 本件施設への処理対象物の搬入
- ④ その他これらを実施する上で必要な業務

## IV 入札に関する事項

### 1 入札に関するスケジュール

本事業の実施スケジュールは、次のとおりを予定している。

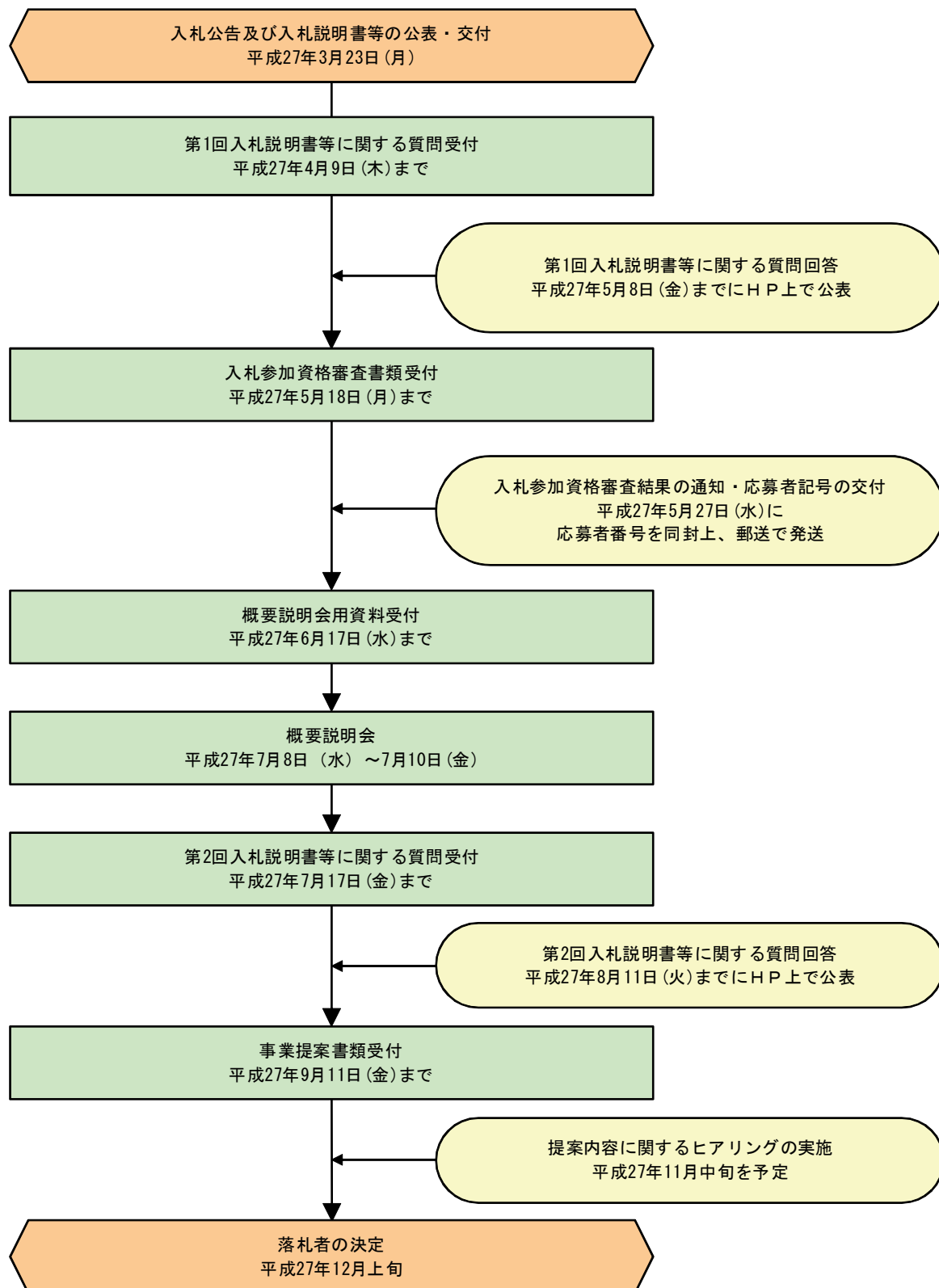
ただし、「山形広域環境事務組合の休日を定める条例（平成3年7月共衛条例第4号）」に規定する組合の休日（以下「休日」という。）には、受付を行わないこととする。

内 容	日 程
① 入札公告及び入札説明書等の公表・交付	平成27年3月23日（月）
② 第1回入札説明書等に関する質問受付期限	平成27年4月9日（木）
③ 第1回入札説明書等に関する質問回答の公表	平成27年5月8日（金）
④ 入札参加資格審査書類受付期限	平成27年5月18日（月）
⑤ 入札参加資格審査結果の通知・応募者記号の交付	平成27年5月27日（水）
⑥ 概要説明会用資料受付期限	平成27年6月17日（水）
⑦ 概要説明会	平成27年7月8日（水）～ 平成27年7月10日（金）
⑧ 第2回入札説明書等に関する質問受付期限	平成27年7月17日（金）
⑨ 第2回入札説明書等に関する質問回答の公表	平成27年8月11日（火）
⑩ 事業提案書の受付期限	平成27年9月11日（金）
⑪ 落札者決定及び公表	平成27年12月上旬
⑫ 基本協定締結	平成27年12月中旬
⑬ 仮契約の締結	平成28年1月下旬
⑭ 事業契約の締結	平成28年2月中旬

※上記スケジュールに変更が生じる場合は、その内容を公表する。

## 2 入札手続等

### (1) 入札手続の概要



## (2) 入札公告（入札説明書等の公表）

組合は、平成 27 年 3 月 23 日に入札公告を行い、「要求水準書」、「落札者決定基準書」、「基本協定書（案）」、「基本契約書（案）」、「建設工事請負契約書（案）」、「運營業務委託契約書（案）」、「様式集」及び「提出書類の作成要領」を公表する。なお、エネルギー回収施設（川口）生活環境影響調査書は平成 27 年 2 月に公表した。

## (3) 第 1 回入札説明書等に関する質問受付及び回答

第 1 回入札説明書等に関する質問受付及び回答を以下のとおり実施するものとし、電話等による質問には一切応じない。なお、応募者の特殊な技術、ノウハウ等に係り応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、質問に対する回答は公表するものとし、組合が必要と認めた場合は質問について直接確認を行うことがある。

### ア 提出期間

本入札説明書等公表日から平成 27 年 4 月 9 日（木） 17：00 までとする。

### イ 提出方法

本入札説明書等と同時にホームページに公表する第 1 回 入札説明書等に関する質問書（様式 1-1）（Microsoft Excel 形式）に記入のうえ、そのファイルを E-mail に添付し送付する。

#### (ア) 送付先

山形広域環境事務組合 管理課

#### (イ) E-mail

yamakokn@beach.ocn.ne.jp

#### (ウ) タイトル

「(応募者名) - 第 1 回入札説明書等に関する質問」

### ウ 到達の確認方法

組合が質問、意見書を提出した者に返信する。

### エ 回答の公表

第 1 回入札説明書等に関する質問への回答

平成 27 年 5 月 8 日（金）17:00 までにホームページにて公表する。

## (4) 入札参加資格審査書類の受付

応募者の代表企業は、以下の要領に従って資格審査申請書に関する提出書類（様式 2-1～2-6）を提出すること。

### ア 対象

入札参加希望者

### イ 提出期間

本入札説明書等公表日から平成 27 年 5 月 18 日（月） 17：00 までとする。

ウ 提出方法

応募者の代表企業が担当部署へ郵送または持参により提出する。なお、E-mail、FAX による提出は認めない。

エ 提出書類

- (ア) 入札参加資格審査申請書（様式 2-1）
- (イ) 応募者の構成（様式 2-2）
- (ウ) 委任状（代表企業）（様式 2-3）
- (エ) 入札参加資格要件確認書 その 1（様式 2-4）
  - ① 本件施設のプラントの設計・建設ならびに建築物等の設計を行う者の要件（様式 2-4①）
  - ② 本件施設の建築物等の建設を行う者の要件（様式 2-4②）
  - ③ 運営事業者から複合施設の運営・維持管理業務を委託する者の要件（様式 2-4③）
- (オ) 入札参加資格要件確認書 その 2（様式 2-5）
- (カ) 入札参加資格要件確認書 その 3（様式 2-6）

オ 結果通知

資格審査結果は、平成 27 年 5 月 27 日（水）に応募者の代表企業に書面等で通知する。その際、事業提案書の作成に必要となる応募者記号を交付する。

カ 審査結果理由の説明請求

- (ア) 審査の結果、参加資格が認められなかったものは、その理由について組合に対して説明を求めることができる。
- (イ) 資格審査結果理由の説明を求める場合には、組合が通知した日の翌日から起算して 3 日以内（期間中の休日を除く。）に担当部署へ書面（書式は自由）を提出することにより、説明請求を行うものとする。郵送（書留に限る。）または持参によるものとし、持参の場合は、9：00～17：00 まで（ただし、12：00 から 13：00 まで及び期間中の休日を除く。）とする。
- (ウ) 説明を求めたものに対する回答は、速やかに書面により行う。

キ その他

- (ア) 提出期限に遅れた資格審査申請書は受け付けない。
- (イ) 提出時には、身分を証明できるもの（社員証、運転免許証）の提示を求める場合がある。

**(5) 概要説明会に関する提出書類の受付**

ア 対象

資格審査通過者

イ 提出期間

平成 27 年 6 月 17 日（水） 17：00 まで



#### ウ 提出方法

応募者の代表企業が担当部署へ郵送または持参により提出する。なお、E-mail、FAXによる提出は認めない。

#### エ 提出書類

- (ア) 概要説明会申込書（様式 3-1）
- (イ) 概要説明会用資料
  - ① 全体処理フロー図（様式 3-2①）
  - ② 配置・動線計画（様式 3-2②）
  - ③ 設計・建設期間の工程（様式 3-2③）
  - ④ 質問事項（様式 3-2④）

### (6) 概要説明会の開催

#### ア 目的

- (ア) 事業の位置づけや特徴の理解促進  
資格審査を通過した応募者が、組合にとっての本事業の位置づけや特徴を理解した上で、Ⅲ 4. で掲げる「エネルギー回収施設（川口）の事業コンセプト」に沿って、事業提案書を提案作成できるよう、必要事項を的確に伝える。

- (イ) 要求水準書未達の防止と創意工夫の発揮

本事業は性能発注により行われるため、応募者に事業条件等を正しく伝えることができない場合、資格審査通過者の提案内容が要求水準未達となる可能性がある。資格審査通過者と提案内容に関する対話を行うことで、事業条件等に対する認識の齟齬を解消し、民間の創意工夫を引き出しつつ、要求水準未達となる事態を回避する。

#### イ 実施期間

組合と概要説明会参加者は、概要説明会用資料等をもとに、平成 27 年 7 月 8 日（水）～7 月 10 日（金）に概要説明会を行う。

#### ウ 実施要領

資格審査通過者に対して、当日の概要説明会の実施要領を送付する。

#### エ 質疑事項の公表

民間事業者選定の公平性、透明性を確保する観点から、様式 3-2④の質問事項、また当日の応募者からの質問事項を組合と概要説明会参加者で相互に確認し、原則としてこれら全ての質問事項を第 2 回 入札説明書等に関する質問書（様式 1-2）にて記入することとし、ホームページにて公表する。ただし、応募者固有のノウハウに基づく部分については、組合と応募者の協議の上、公表しないことがある。

### (7) 第 2 回入札説明書等に関する質問受付及び回答

第 2 回入札説明書等に関する質問受付及び回答を以下のとおり実施する。

ア 提出期間

平成 27 年 7 月 17 日（金） 17：00 までとする。

イ 提出方法

本入札説明書等と同時にホームページに公表する第 2 回 入札説明書等に関する質問書（様式 1-2）（Microsoft Excel 形式）に記入のうえ、そのファイルを E-mail に添付し送付する。

(ア) 送付先

山形広域環境事務組合 管理課

(イ) E-mail

yamakokn@beach.ocn.ne.jp

(ウ) タイトル

「(提出者名) - 第 2 回入札説明書等に関する質問」

ウ 到達の確認方法

組合が質問、意見書を提出した者に返信する。

エ 回答の公表

平成 27 年 8 月 11 日（火） 17:00 までに、資格審査通過者にメールにて送付し、後日ホームページにて公表する。

## (8) 事業提案書の受付

応募者の代表企業は、以下の要領に従って入札書及び本事業に対する提案内容を記載した事業提案書を提出すること。

なお、組合は応募者の提案内容についてヒアリングを実施することを予定している。

ア 対象

資格審査通過者

イ 提出期間

平成 27 年 9 月 11 日（金） 17：00 までとする。

ウ 提出方法

応募者の代表企業が担当部署へ郵送または持参により提出する。なお、E-mail、FAX による提出は認めない。

エ 提出書類

「提出書類の作成要領」に規定する様式による。

オ ヒアリング

ヒアリングの詳細については別途事業提案書を提出した者に通知する。

カ 入札結果の通知

平成 27 年 12 月上旬に応募者の代表企業に書面で発送する。入札結果の概要についてはホームページにて公表する。

キ 審査結果理由の説明請求

- (ア) 審査の結果、落札者とならなかったものは、その理由について組合に対して説明を求めることができる。
- (イ) 審査結果理由の説明を求める場合には、組合が通知した日の翌日から起算して3日以内（期間中の休日を除く。）に担当部署へ書面（書式は自由）を提出することにより、説明請求を行うものとする。郵送（書留に限る。）または持参によるものとし、持参の場合は、9：00～17：00まで（ただし、12：00から13：00まで及び期間中の休日を除く。）とする。
- (ウ) 説明を求めたものに対する回答は、速やかに書面により行う。

ク その他

- (ア) 提出期限に遅れた事業提案書は受け付けない。
- (イ) 提出時には、身分を証明できるもの（社員証、運転免許証）の提示を求める場合がある。

## (9) 入札に関する留意事項

ア 入札説明書等の承諾

応募者は、「入札参加資格審査申請書（様式2-1）」の提出をもって、入札説明書等の記載内容を承諾したものとする。

イ 費用負担

応募申込みに係る経費は、応募者の負担とする。

ウ 提出書類の取扱い

(ア) 入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札書類の提出をもって、入札説明書等及び追加資料の記載内容を承諾したものとする。

(イ) 事業提案書の変更等の禁止

事業提案書の変更、差し替え若しくは再提出は認めない。また、理由のいかんに関わらず返却しない。ただし、組合が必要と認めた場合はこの限りではない。

(ウ) 著作権

応募資料の著作権は、応募者に帰属することとするが、審査結果の公表において必要な場合、応募者に事前に協議した上で必要な範囲において組合が、公表等を行うことができるものとする。

(エ) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った応募者が負う。

エ 資料の取扱い

組合が提供する資料は、本事業の入札に係る検討以外の目的に使用することはできない。

#### オ 使用言語及び単位、時刻

「提出書類の作成要領」及び各様式に特別に指定するもの以外は、入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

#### カ 入札の辞退

資格審査申請書を提出した者は事業提案書の提出期限までは、随時、入札を辞退することができる。入札辞退届の提出要領は以下のとおりとする。

##### (ア) 提出期限

平成 27 年 9 月 11 日（金） 17：00 までとする。

##### (イ) 提出方法

応募者が「入札辞退届(様式 1-3)」を担当部署へ持参により提出する。なお、E-mail、FAX による提出は認めない。

##### (ウ) その他

入札辞退の撤回はできないものとする。

#### キ 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ① 入札説明書に規定する入札参加資格のない者が行った入札
- ② 資格審査申請書に記載された応募者以外の者が行った入札
- ③ 談合その他不正行為があったと認められる入札
- ④ 応募者の記名並びに応募者の代理人の署名及び押印を欠く入札または入札事項を明示しない入札
- ⑤ 事業提案書等に虚偽の記載をした者が行った入札
- ⑥ 同一事項に対し 2 通以上の書類提出がなされた入札
- ⑦ その他入札説明書等において示した入札条件に違反した入札

#### ク 入札の中止等

本事業の入札手続きに関して組合が必要と認めたときは、入札の執行を取りやめることができる。

#### ケ その他

入札説明書等に定めるもののほか、入札にあたって必要な事項が生じた場合には、組合は入札参加者に通知することとする。

### 3 入札に関する担当部署等

#### (1) 担当部署

本入札に関する担当部署（提出書類等受付窓口）は次のとおりとする。

山形広域環境事務組合 管理課

〒990-8540

山形県山形市旅籠町二丁目 3 番 25 号

電 話：023-641-1212（内線 914）  
電 子 メール：yamakokn@beach.ocn.ne.jp  
ホームページ：http://www.yamagata-koiki.or.jp/

## (2) 入札に関する資料公表方法

入札説明書等は、上記組合のホームページにて公表する。

## 4 参加資格要件

応募者は、次の資格要件を全て満たすものとする。また、応募者の資格の確認を行うために資格審査を実施する。

設計・建設業務及び運営・維持管理業務の実施にあたっては、以下に示す応募者の構成等で規定するものはもとより、構成市町の住民を対象とした雇用に配慮するとともに、構成市町内に本社がある企業を積極的に活用すること。

### (1) 応募者の構成等

ア 応募者は、設計・建設業務及び運営・維持管理業務を実施する予定の複数の企業で構成する企業グループとする。

イ 応募者は、本事業の設計・建設業務又は運営・維持管理業務を行う企業のうち、運営事業者となる特別目的会社に出資する企業（以下「構成員」という。）及び運営事業者となる特別目的会社に出資しない企業（以下「協力企業」という。）から構成されるものとする（構成員のみで構成することも可能）。

ウ 応募者の構成員の中から「(2)イ(ア) 本件施設のプラントの設計・建設ならびに建築物等の設計を行う者の要件」をすべて満たす 1 者を「代表企業」として定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこととする。

エ 構成員又は協力企業の変更は認めない。但し、特段の事情があると組合が認めた場合は、この限りではない。

オ 構成員又は協力企業は、他の応募者の構成員又は協力企業となることはできない。

カ 代表企業、構成員又は協力企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者の代表企業、構成員又は協力企業となることは認めない。

上記「カ」の「資本関係又は人的関係のある」者とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう（以下同じ）。

(ア) 資本関係がある場合

以下の①又は②のいずれかに該当する二者の場合。

① 親会社（会社法第 2 条 4 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係がある場合

以下の①又は②のいずれかに該当する二者の場合。なお、以下でいう役員とは、

社外役員を含む、常勤又は非常勤の取締役、監査役、執行役員、その他全ての役員を指す。

- ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他落札者の決定の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

キ 構成員又は協力企業が、複数の企業等で構成されるものである場合には、これらを構成するものについても他の応募者の構成員又は協力企業となることはできない。

ク 同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

## (2) 応募者等の参加資格要件

ア 共通の参加資格要件

次のいずれかに該当する者は、構成員及び協力企業となることはできない。

(ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

(イ) 応募年度における構成市町のいずれかの市町の競争入札参加資格者名簿に登録されていない者

(ウ) 構成市町のいずれかの市町の指名停止措置を受けている者

(エ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

(オ) 直近事業年度の法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者

(カ) 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止などの事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者

(キ) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者

(ク) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者

(ケ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者

(コ) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条による破産の申立て（同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条による破産の申立てを含む。）がなされている者

(サ) 組合が準用する山形市暴力団排除条例（平成 23 年市条例第 25 号）第 2 条第 1

- 号に規定する暴力団及び同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者が所属している者
- (シ) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者がその事業活動を支配する法人である者
- (ス) 組合が本事業に関する検討を委託した次に示す者と資本関係又は人的関係のある者
- ① 生活環境影響調査受託者  
株式会社日建技術コンサルタント
  - ② 事業者選定支援業務委託受託者  
株式会社日建技術コンサルタント  
西村あさひ法律事務所
- (セ) 組合が設置するエネルギー回収施設建設事業及び運営事業技術審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員が所属する企業
- (ソ) 実施方針の公表から落札者の決定に関する公表までの期間に、本事業について組合が設置する審査委員会の委員に対し、接触等の働きかけを行った者

#### イ 各業務を行う者の要件

応募者は、本事業の設計・建設業務、運営・維持管理業務の各業務を行う者として、以下の(ア)から(ウ)の各項の要件を満たす企業で構成すること。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務にあたる者を兼ねることが可能である。

- (ア) 本件施設のプラントの設計・建設ならびに建築物等の設計を行う者の要件  
建設事業者のうち本件施設のプラントの設計・建設ならびに建築物等の設計を行う企業は、構成員とし、以下の要件を全て満たすこと。
- ① 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所登録の登録を行っていること。
  - ② 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けており、同工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が 1,000 点以上であること。
  - ③ 応募年度における構成市町のいずれかの市町の競争入札参加資格者名簿の清掃施設工事の登載者であること。
  - ④ 以下に示す要件をすべて満たす廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設であり、処理方式を流動床式ガス化溶解方式とする施設の建設実績を有すること。
    - i 1 炉当たり 75t/日以上かつ炉構成が 2 炉以上
    - ii ボイラ・タービン式発電設備を設置した連続運転式一般廃棄物焼却施設
  - ⑤ 建設業法における清掃施設工事業に係る監理技術者資格者証を有する者を本工事に専任で配置できること。

(イ) 本件施設の建築物等の建設を行う者の要件

建設事業者のうち本件施設の建築物等の建設を行う企業は、構成員又は協力企業とすること。当該業務を複数の構成員又は協力企業で実施する場合は、少なくとも1社が以下の全ての要件を満たすこと。

- ① 応募年度における構成市町のいずれかの市町の競争入札参加資格者名簿の建設工事の登載者であること。
- ② 構成市町のいずれかの市町内に本社があること。
- ③ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けており、同工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が950点以上であること。

(ウ) 運営事業者から複合施設の運営・維持管理業務を受託する者の要件

運営事業者から複合施設の運営・維持管理業務を受託する企業は、構成員又は協力企業とし、以下に示す要件を満たすこととする。同一業務を複数の構成員又は協力企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う1社は以下の要件を全て満たすこととする。

- ① 以下の要件をすべて満たす廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設であり、処理方式を流動床式ガス化溶融方式とする施設の運転実績を元請（構成員が出資した特別目的会社から直接受託したものを含む）として有すること。
  - i 1炉当たり75t/日以上かつ炉構成が2炉以上
  - ii ボイラ・タービン式発電設備を設置した連続運転式一般廃棄物焼却施設
- ② 廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設）の資格を有し、ボイラ・タービン式発電設備を設置した連続運転式一般廃棄物焼却施設（処理方式は、「流動床式ガス化溶融方式」に限る）で1炉当たり75t/日以上かつ炉構成が2炉以上の施設（1年以上の稼働及び1系列あたり90日間以上の連続運転実績を有する施設に限る）の現場総括責任者（施設の円滑な運転管理、維持管理等の総括的な責任を担う者）としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者として運営開始後2年間以上配置できること。
- ③ 複合施設の運営・維持管理にあたり、運営事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置できること。

ウ 参加資格の確認

- (ア) 参加資格確認基準日は入札参加資格審査書類提出日とする。
- (イ) 落札者決定日までの間に応募者の構成員及び協力企業が入札参加資格要件を欠いた場合、組合は当該応募者を落札者決定のための審査対象から除外する。
- (ウ) 落札者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に落札者の構成員及び協力企業が入札参加資格要件を欠いた場合、組合は落札者決定を



取り消す。この場合において、組合は、落札者決定を取り消した応募者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

## V 応募者の審査及び落札者の選定

### 1 審査の機関

組合は、応募者の事業提案の審査を公平に専門的知見に基づいて実施するため、組合が設置した審査委員会において実施する。

エネルギー回収施設建設及び運営事業技術審査委員会委員

委員名	所属
委員長 多賀谷 英 幸	山形大学大学院 理工学研究科 教授
副委員長 葛 西 栄 輝	東北大学大学院 環境科学研究科 教授
委員 三 浦 秀 一	東北芸術工科大学 建築・環境デザイン学科 教授
委員 和泉田 保 一	山形大学 人文学部法経政策学科 准教授
委員 栗 原 英 隆	公益社団法人 全国都市清掃会議 技術顧問

なお、構成員または協力企業が、落札者決定前までに、審査機関の委員に対し、事業提案書の審査に関して自己の有利になる目的のための接触等の働きかけを行った場合は失格とする。

### 2 落札者の決定方法

落札者の選定は、以下の手順で行う（詳細は別添資料「落札者決定基準書」参照）。

なお、落札者の選定に当たっては、組合が設置する審査機関において評価・審査し、その結果を受けて、組合が落札者を決定する。

#### (1) 参加資格審査

参加資格審査に当たっては、参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について審査を行い、参加資格要件の具備を確認する。

#### (2) 事業提案審査

##### ア 基礎審査

基礎審査は、参加資格審査を合格した資格審査通過者から提出された提案内容が組合の要求する水準を満足するものであることについて確認を行うものである。確認された資格審査通過者のみ次段階の非価格要素審査及び価格審査に進むこととする。

##### イ 非価格要素審査

基礎審査において組合の要求する要件を満たした応募者を対象として、別添資料「落札者決定基準書」に基づき非価格要素について審査し、非価格要素点を決定する。

##### ウ 価格審査

予定価格を超過しない応募者の入札価格について、別添資料「落札者決定基準書」に定める算定式により価格点を算出する。

なお、本事業の予定価格は次のとおりである。

予 定 価 格	： 22,659,000,000 円	(消費税及び地方消費税を含まない。)
〔	設計・建設業務費	： 10,500,000,000 円 (消費税及び地方消費税を含まない。)
	運營業務委託費	： 12,159,000,000 円 (消費税及び地方消費税を含まない。)
〕		

エ 総合評価及び落札者の選定

組合が設置する審査機関は、非価格要素点と価格点から落札者決定基準に定める総合評価式により優秀提案を選定する。その結果に基づき組合が落札者を決定し、応募者の代表企業に書面で入札結果の通知を行う。

## VI 本事業に関する提示条件

### 1 民間事業者の収入

本事業における民間事業者の収入は次のとおりとする。

#### (1) 本施設の設計・建設業務に係る対価

組合は、本件施設の設計・建設業務の対価として、設計・建設業務費を建設事業者に支払う。(詳細は入札説明書添付資料-3「対価の支払方法について」参照)

#### (2) 本施設の運営・維持管理業務に係る対価

組合は、複合施設の運営・維持管理業務の対価として、運營業務委託費を運営事業者に支払う(詳細は入札説明書添付資料-3「対価の支払方法について」参照)。

#### (3) 支払の減額等

組合は、民間事業者の業務実施状況についてモニタリングを行い、要求性能を満たしていないことが判明した場合は、委託料の減額等を行うことがある。減額等の方法についての詳細は、入札説明書添付資料-4「モニタリング及び対価の減額について」に定める。

### 2 売電収入の帰属先

運営事業者は、焼却による熱エネルギーを利用した発電を行い、本件施設内での利用を行うとともに、余剰電力を電力事業者へ売却する。

売電収入は組合に帰属するものとするが、運営事業者は当該売電収入の向上を十分考慮し、運営・維持管理業務を行う。

### 3 組合が適用を予定している交付金について

組合は、本事業の実施に関して、交付金の適用を予定している。交付金の申請等の手続は組合において行うが、建設事業者は組合が行う交付金の申請手続き等に協力するとともに、当該交付金交付要綱等に適合するように関連資料の作成を行うこととする。

## 4 保険

民間事業者が加入する保険についての詳細は、入札説明書添付資料-5「民間事業者が付保する保険について」に定める。なお、民間事業者の提案に基づき必要に応じて提示した条件以上の補償内容とすること。また、提示した保険以外の保険を提案し付保することを妨げない。

なお、組合は、公益社団法人全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済及び全国市長会市民総合賠償補償保険（契約類型1型賠償責任保険C型）を付保する予定である。

## 5 想定されるリスクの分担

### (1) 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、組合と民間事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。設計・建設業務、運営・維持管理業務に伴うリスクは、原則として民間事業者が負うものとするが、組合が分担すべき合理的な理由があるリスクについては、組合がリスクを負うこととする。

### (2) 想定されるリスクの分担

組合と民間事業者のリスク分担の詳細は、事業契約書（案）において定める。

## 6 業務の委託等

民間事業者は業務の全部または一部を第三者に委任しまたは請け負わせることができる。但し構成員または協力企業以外の者へ委託しまたは請け負わせる場合は事前に組合の承諾を得るものとする。

## VII 落札者決定後の手続き並びに契約に関する事項

### 1 特別目的会社の設立

落札者決定後には、落札者は、特別目的会社を速やかに設立しなければならない。なお、特別目的会社は次の要件をすべて満たさなければならない。また、構成員以外のものは特別目的会社への出資をすることができない。

- (1) 運営事業者の本店所在地は上山市内または山形市内としなければならない。
- (2) 応募グループのうち、代表企業の議決権付普通株式の保有割合は、設立時から事業期間を通じて株主中最大となるものとする。
- (3) 運営事業者の定款において、会社法（平成17年法律第86号）第326条第2項に従い監査役及び会計監査人の設置を定め、会計監査人の監査を受けた財務書類を組合に提出すること。
- (4) 運営事業者の株主は、組合の同意なくして運営事業者の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこと。

## 2 契約内容の協議

組合と落札者ならびに落札者が設立する運営事業者は、基本協定締結後、基本契約、建設工事請負契約及び運營業務委託契約の締結に向け、契約内容について協議する。なお、契約内容の協議は契約書案の詳細の協議を行うものであり、入札説明書等に規定された内容及び条件の変更を行うものではない。

## 3 事業契約の締結

### (1) 基本協定

対象者：落札者

締結時期：落札者決定後すみやかに

### (2) 基本契約

対象者：落札者及び落札者が設立する運営事業者（特別目的会社）

締結時期：平成28年1月下旬頃までに仮契約を締結する。本仮契約は建設工事請負契約締結の議決を効力発生条件とするものとし、平成28年2月中旬頃正式契約となる。

### (3) 建設工事請負契約

対象者：建設事業者

締結時期：平成28年1月下旬頃までに仮契約を締結する。本仮契約は平成28年2月中旬に開催する議会の議決を経て正式契約となる。

### (4) 運營業務委託契約

対象者：運営事業者

締結時期：平成28年1月下旬頃までに仮契約を締結する。本仮契約は建設工事請負契約締結の議決を効力発生条件とするものとし、平成28年2月中旬頃正式契約となる。

なお、本事業スキームの概要については入札説明書添付資料-6「契約スキーム（例）」に示す。

## 4 地位の譲渡等

組合の事前の承諾がある場合を除き、民間事業者は事業契約上の地位及び権利義務等を譲渡、担保提供またはその他の方法により処分してはならない。

## 5 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

## (2) 契約保証金等

### ア 契約保証金の額

#### (ア) 建設工事請負契約

建設事業者は、設計・建設業務の履行を保証するために、建設工事請負契約金額の100分の10に相当する金額を設計・建設業務期間中の契約保証金として建設工事請負契約の締結時に組合に納付する。

#### (イ) 運営業務委託契約

運営事業者は、運営・維持管理業務の履行を保証するために、年度運営費の100分の10に相当する金額を契約期間中の契約保証金として運営業務委託契約の締結時に納付する。

### イ 契約保証金の納付方法

契約保証金は現金で納付するものとするが、契約保証金額に相当する次のいずれかの担保を提供することにより替えることができる。

#### (ア) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等（国債証券、地方債証券、政府が保証する証券、組合管理者が確実であると認める公社債券）の提供

#### (イ) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関または保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

#### (ウ) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

### ウ 契約保証金の免除

民間事業者は、契約保証金に相当する額を保険金額とする履行保証保険の写しを組合に提出することにより契約保証金を免除することができる。なお履行保証保険契約の締結後、ただちにその保険証券を組合に寄託すること。

## VIII 公表資料の一覧

本入札説明書と同時に公表する資料については以下のとおりである。このうち別添資料中の平成24年度及び平成25年度の組合の各種実績値は決算前の参考値である。

### 1 入札説明書添付資料

入札説明書	添付資料-1	事業実施場所
入札説明書	添付資料-2	事業実施区域
入札説明書	添付資料-3	対価の支払方法について
入札説明書	添付資料-4	モニタリング及び対価の減額について
入札説明書	添付資料-5	民間事業者が付保する保険について
入札説明書	添付資料-6	契約スキーム（例）
入札説明書	添付資料-7	地元企業への組合圏域内発注予定額について

## 2 別添資料

別添資料「要求水準書」

要求水準書設計・建設業務編

要求水準書運営・維持管理業務編

要求水準書添付資料

別添資料「落札者決定基準書」

別添資料「基本協定書（案）」

別添資料「基本契約書（案）」

別添資料「建設工事請負契約書（案）」

別添資料「運営業務委託契約書（案）」

別添資料「様式集」

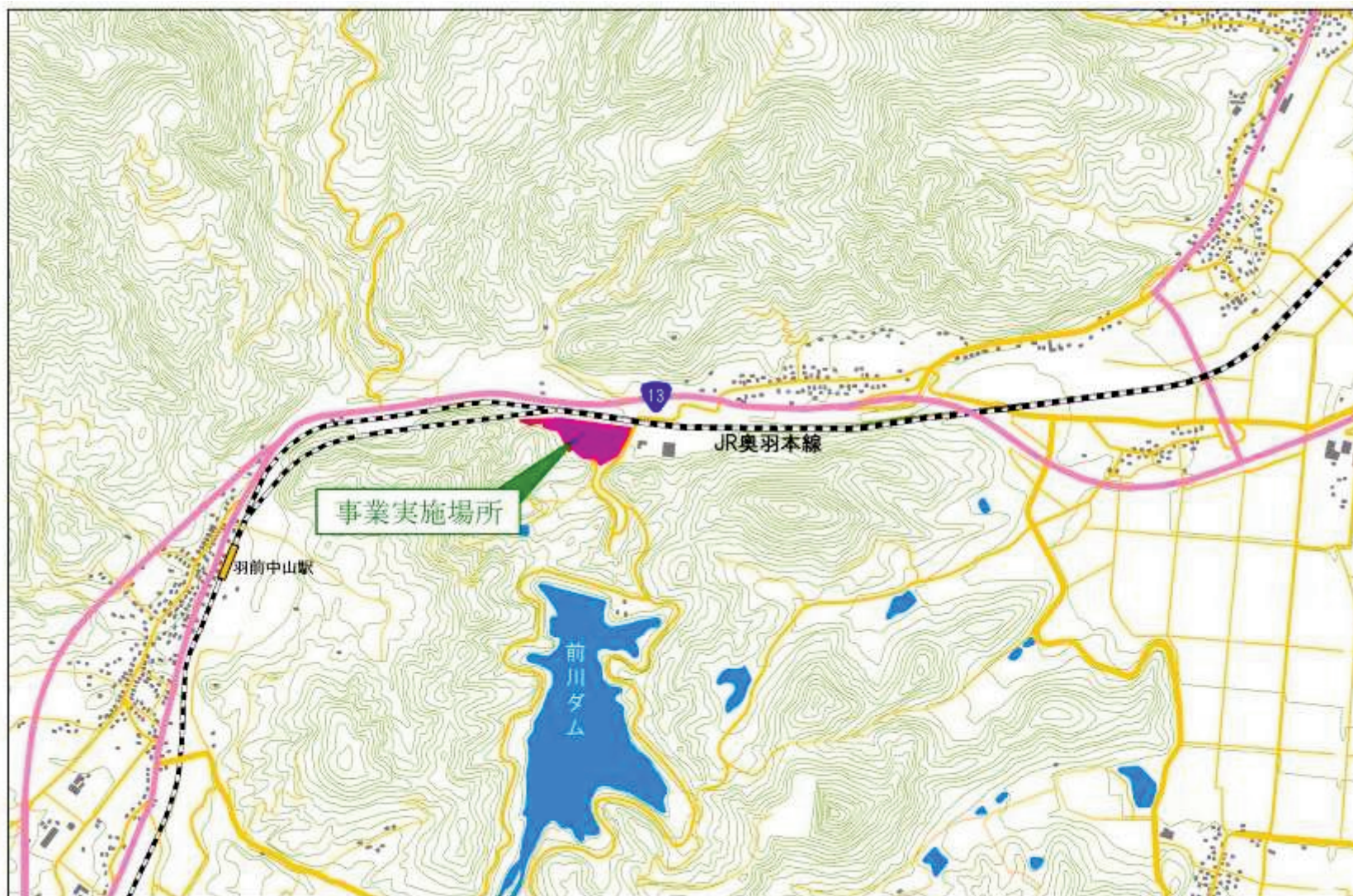
別添資料「提出書類の作成要領」



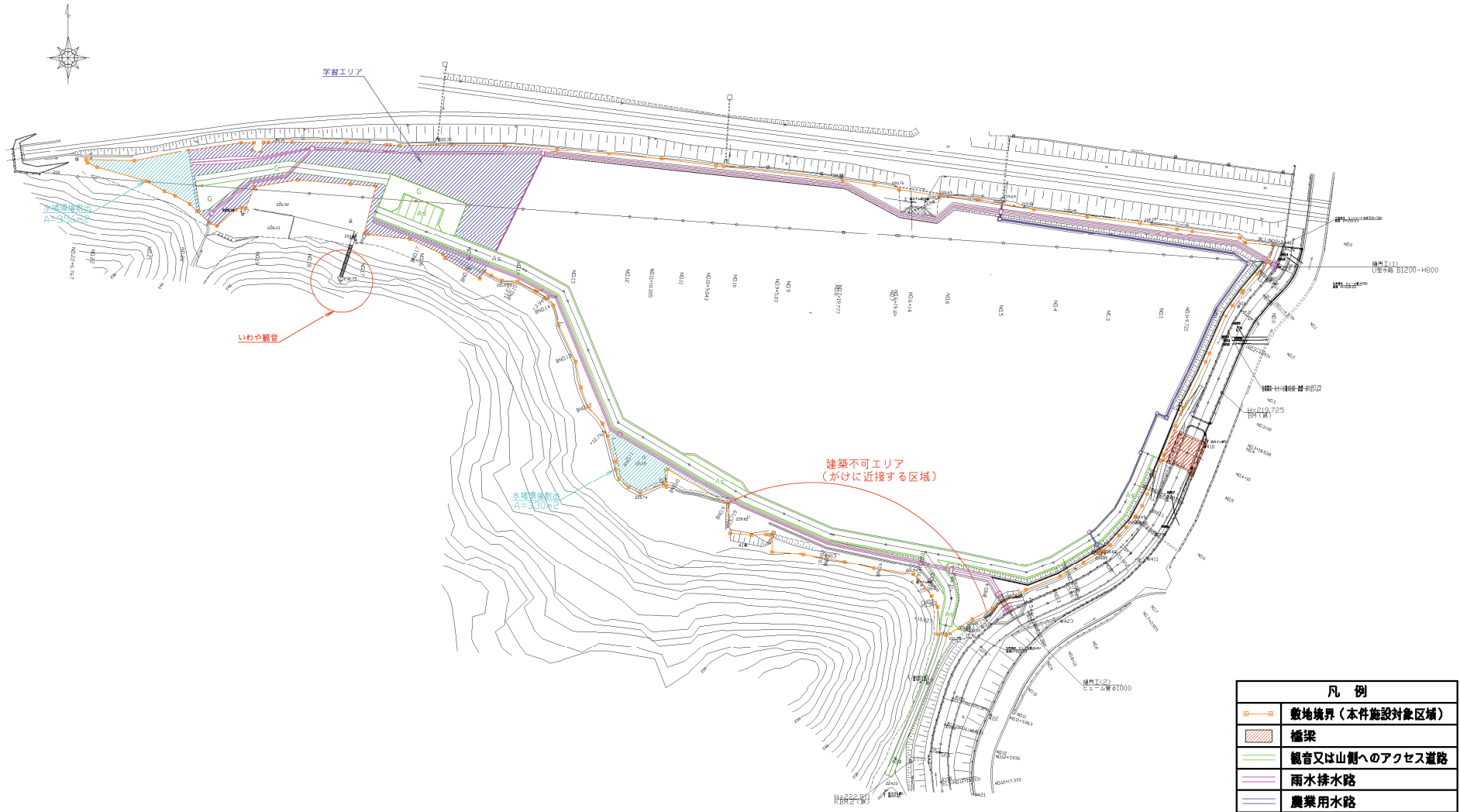


入札説明書添付資料-1 事業実施場所

1/1



# 入札説明書添付資料-2 事業実施区域



## 入札説明書添付資料－3 対価の支払方法について

---

### 《目 次》

1 対価の構成.....	1
(1) 設計・建設業務費.....	1
(2) 運營業務委託費.....	1
2 対価の支払い方法.....	2
(1) 設計・建設業務費.....	2
(2) 運營業務委託費.....	2
3 運營業務委託費の改定.....	3
(1) 改定の基本的な考え方.....	3
(2) ごみ量変動に基づく改定.....	3
(3) 物価変動に基づく改定方法.....	3

---

#### 1 対価の構成

民間事業者が本事業における事業契約書等に規定された業務を提供することにより、組合が民間事業者を支払う対価は次のとおりである。

これらの詳細を以下の表 1 設計・建設業務費及び運營業務委託費の構成に示す。

##### (1) 設計・建設業務費

設計・建設業務について、建設事業者を支払う対価

##### (2) 運營業務委託費

運営・維持管理業務について、運営事業者を支払う対価

表 1 設計・建設業務費及び運営業務委託費の構成

支払いの対象となる業務	設計・建設業務費および運営業務委託費	対象となる費用等
設計・建設業務	『設計・建設業務費』 ・左記に掲げる業務に対して支払う対価	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 左記業務を行う上で必要となるすべての費用とする。</li> </ul>
運営・維持管理業務	『運営固定費』 ※左記に掲げる業務に対して、処理対象物量の多寡に関係なく支払う対価 ※算出式は以下のとおりである。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">             運営固定費              = 運転経費 + 維持管理費 + 人件費 + その他経費           </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 左記業務を行う上で必要となるすべての費用から、運営変動費を控除した金額とする。</li> <li>● 運転経費は、光熱水費の基本料金等とする。</li> <li>● 維持管理費は、法定点検・定期点検等の保守管理費及び補修工事、更新工事及び保全工事等の修繕工事費用とする。</li> <li>● 人件費は、左記に掲げる業務に係る全人件費とする。</li> <li>● その他経費には、保険料、公租公課及び SPC 運営費用（人件費、監査費用等）を含む。</li> <li>● SPC の利益を含む。</li> <li>● 運営開始前に必要となる諸費用を含む（例えば、登録免許税等 SPC 設立費用等）。</li> </ul>
	『運営変動費』 ※処理対象物量に応じて支払う対価 ※算出式は以下のとおりである。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">             運営変動費              = 処理対象物量 × 変動費単価           </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 処理対象物量の増減に応じて比例的に増減する費用とする（例えば、光熱水費の一部、燃料費、薬剤費、消耗品費等）。</li> <li>● 年間変動費を計画ごみ処理量で除すことにより、変動費単価を提案すること。</li> <li>● SPC の利益は含まない。</li> </ul>

## 2 対価の支払い方法

### (1) 設計・建設業務費

本件施設の設計・建設業務費の支払条件は、事業提案書を基に各会計年度における請負代金の支払いの限度額を設定することによるものとし、建設事業者は前払金、部分払及び中間前払について、山形広域環境事務組合契約規則で準用する山形市契約規則に則って請求できる。

詳細は建設工事請負契約書（案）において定める。

### (2) 運営業務委託費

複合施設の運営業務委託費は、平成 30 年 12 月 1 日から平成 50 年 3 月 31 日までの 20 年 4 ヶ月間にわたり、モニタリング結果を踏まえ、月に 1 回運営事業者に対して支

払うものとする。運営事業者は月間業務完了報告書を翌月の10日までに提出し、組合は提出を受けた日から14日以内にこの報告書の承諾について文書等により通知する。運営事業者は、組合からの通知を受けた後速やかに請求書を組合へ提出する。組合は、請求書を受領した日から30日以内に運營業務委託費を支払うものとする。

運営固定費は、毎月均等（内訳毎に毎月均等）とする。運営変動費については、計画処理量に基づき毎月1回仮払いし、モニタリング結果を踏まえ、年度末に精算する。

### 3 運營業務委託費の改定

#### (1) 改定の基本的な考え方

ごみ量変動及び物価変動の影響については以下の方法により運營業務委託費に反映させるものとする。

また、実績ごみ質が計画ごみ質に対して差異が生じ、運営事業者の提案した変動費単価が実態に整合しないと組合又は運営事業者が認めた場合には、協議を行うものとする。

##### ア ごみ量変動

実績処理対象物量と運営事業者が提案した変動費単価の積により求めることでごみ量変動を反映させるものとする。

##### イ 物価変動

運営固定費及び運営変動費の構成内容ごとについて、それぞれ改定に用いる指標を設定し、改定率を乗じることで反映させるものとする。

表 2 運營業務委託費の改定

運營業務委託費	改定の有無 (●：改定する、－：改定しない)	
	ごみ量変動	物価変動
運営固定費	－	●
運営変動費	●	●

#### (2) ごみ量変動に基づく改定

運営費変動費について、次式によりごみ量変動に基づく改定を行う。

$$\text{運営変動費（円）} = \text{実績処理対象物量（t）} \times \text{変動費単価（円/t）}$$

なお、入札価格の算定にあたっては、運営変動費については、計画ごみ処理量を表1に示す式に代入して得られる金額を用いるものとする。

#### (3) 物価変動に基づく改定方法

物価変動に基づき、運営固定費及び運営変動費について、改定を行う。なお、改

定の周期は1年に1回とし、各年度の改定は下記のとおり行う。

- ア 提案時点の平成27年度平均値を基準とし、表3に示す指標ごとに当該支払い年度の前年度平均値を用いて表4に示す算定式により運営固定費及び運営変動費を求めるものとする。
- イ 改定率に小数点以下第四位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- ウ 運営事業者の提案内容、市場の変動等により、改定に用いる指標が実態に整合しない場合には、組合と運営事業者で協議を行うものとする。
- エ なお、本事業の応募者が表3に示す指標以外の指標を用いることが適当と考える場合、提案書に当該指標と合理的根拠を記載することにより、落札者決定後の協議において組合とその妥当性について協議を行うことができる。

表3 物価変動に基づく改定に用いる指標

構成	構成内容 ／改定の対象	使用する指標
運営固定費	運転経費	「消費税を除く国内企業物価指数／電力・都市ガス・水道」（日本銀行調査統計局）
	維持管理費	「消費税を除く国内企業物価指数／はん用機器」（日本銀行調査統計局）
	人件費	毎月勤労統計調査「賃金指数（現金給与総額）／調査産業計」（厚生労働省）
	その他経費	「企業向けサービス価格指数／総平均」（日本銀行調査統計局）
運営変動費	変動費単価	「消費者物価指数／財・サービス分類指数（全国）／サービス」（総務省統計局）

表4 運営業務委託費の改定の算定式一覧

項目	記号	備考
入札時の運営業務委託費	$F_t$	入札時に提示される平成[t]年度の運営業務委託費。
改定後の運営業務委託費	$F'_t$	物価変動等に基づく改定後の平成[t]年度の運営業務委託費。
物価指数	$I_t$	表3に示す指標の平成[t]年度の平均値。

■算定式：
$$F'_t = F_t \times \frac{I_{t-1}}{I_{27}} \quad (\text{改定率} : \frac{I_{t-1}}{I_{27}})$$

## 入札説明書添付資料－ 4 モニタリング及び対価の減額について

## 《目 次》

1	モニタリング及び対価の減額の基本的な考え方 .....	1
(1)	モニタリングの基本的考え方 .....	1
(2)	モニタリング方針 .....	2
(3)	運營業務委託費の減額に関する基本的考え方 .....	2
(4)	減額システムの運用について .....	2
2	運転停止型減額措置 .....	3
(1)	減額等の措置を講じる状態 .....	3
(2)	減額措置の手順 .....	3
3	運転継続型減額措置 .....	4
(1)	モニタリング手法の確定の手続 .....	4
(2)	モニタリングの方法 .....	4
(3)	削減額の算定方法 .....	5
4	計画売電電力量未達減額措置 .....	8
(1)	組合における実績処理対象物量及び実績ごみ質ならびに実売電電力量の確認 .....	8
(2)	民間事業者における計画売電電力量の算出 .....	9
(3)	計画売電電力量の達成状況の確認 .....	9
5	提案組合圏域内発注金額未達減額措置（設計・建設業務） .....	9
(1)	建設事業者における組合圏域内発注金額の算出 .....	9
(2)	組合における提案組合圏域内発注金額の達成状況の確認 .....	9
6	提案組合圏域内発注金額未達減額措置（運営・維持管理業務） .....	9
(1)	運営事業者における組合圏域内発注金額の算出 .....	9
(2)	組合における提案組合圏域内発注金額の達成状況の確認 .....	10

## 1 モニタリング及び対価の減額の基本的な考え方

## (1) モニタリングの基本的考え方

組合は、本事業の運営・維持管理業務について、入札公告時に組合が提示した要求水準書及び民間事業者が作成した事業提案書並びに運営マニュアル(以下「要求水準書等」という)に基づいて適正かつ確実な運営・維持管理業務の履行水準の確保がなされているかどうかを、監視、測定、評価する。モニタリングにより要求水準書等に規定する業務水準が達成されていない、又は達成されないおそれがあると判断した場合には、運転停止、是正勧告、運營業務委託費の減額等の措置を行うものとする。なお、これらの措置を講じることは、運營業務委託契約に基づく組合の契約解除権の行使を妨げるものではないことに留意すること。

**(2) モニタリング方針**

本事業におけるモニタリングの方法は運営事業者が行うセルフモニタリングに基づく運営・維持管理業務についての各種報告書による確認を基礎とし、これを補完する目的で組合が随時のモニタリングを行うこととする。

**(3) 運營業務委託費の減額に関する基本的考え方**

運營業務委託費の減額は以下の方針に基づいて行うものとする。

- ア 運営事業者の行う業務において要求水準書等の未達成及び事業契約書等の不履行があった場合に減額する。
- イ 減額は、適切な業務改善を運営事業者に促すための経済的動機付けが可能な範囲に留意して行うものとし、減額により運営・維持管理業務そのものが損なわれること等がないように実施する。
- ウ 減額金額は運營業務委託契約に基づき運営事業者が組合に対して負担する違約金、損害賠償に充当されない。
- エ 運営・維持管理業務における減額措置は、異常事態の発生、計画外の運転停止又はその他運営事業者の運營業務委託契約に基づく債務の不履行により、本件施設の全部又は一部の運転を停止した場合（組合の指示により停止した場合を含む）の減額（以下「運転停止型減額措置」という。）と運転を継続できるが要求水準書等に規定する業務水準が達成されていないと判断した場合の減額（以下「運転継続型減額措置」という。）に分けて行うものとする。
- オ 軽微な不履行については直ちに減額若しくは減額ポイントを付すのではなく、運営事業者が自ら改善措置をとり一定の改善期間の中で速やかに解決することで、減額若しくは減額ポイントが付されない仕組みを基本とする。
- カ 上記のほか、各年度の運営・維持管理業務における実売電電力量が計画売電電力量を、或いは、実績組合圏域内発注金額が提案組合圏域内発注金額を下回っていた場合、また、設計・建設業務における実績組合圏域内発注金額が提案組合圏域内発注金額を下回っていた場合についても本資料に基づくものとする。

**(4) 減額システムの運用について**

本事業における運転停止型減額措置の場合は、ただちに運營業務委託費の減額となるが、運転継続型減額措置の場合は、適切な改善を運営事業者に促すための経済的動機付けとして規定するものであることから、軽微な不履行については直ちに減額若しくは減額ポイントを付すのではなく、運営事業者が自ら改善措置を採り、一定の改善期間の中で速やかに解決することが望ましい。そのため、組合と運営事業者の間でこうした問題を効率よく解決できる機能を有する協議組織・体制等の構築を図るものとする。



## 2 運転停止型減額措置

### (1) 減額等の措置を講じる状態

異常事態の発生、計画外の運転停止又はその他運営事業者の運営業務委託契約に基づく債務の不履行等により、本件施設の全部又は一部の運転を停止した場合。

### (2) 減額措置の手順

#### ア 復旧手続き

組合と運営事業者は、次に掲げる事項を次に掲げる順序で行い、運転が停止された施設の復旧に努めるものとする。

- (ア) 運営事業者による当該施設が異常事態に至った原因と責任の究明
- (イ) 運営事業者による当該施設の復旧計画の提案及び組合の承諾
- (ウ) 運営事業者による当該施設の改善作業への着手
- (エ) 組合による当該施設の改善作業の完了確認
- (オ) 運営事業者による復旧のための試運転の開始
- (カ) 組合による当該施設の運転データの確認
- (キ) 当該施設の運転再開

なお、停止基準を逸脱した理由が測定機器の誤動作等の軽微で、その原因及び改善策が自明である場合には、次に示す簡略化した手続きにすることが可能であるものとする。

- (ア) 運営事業者による当該施設が異常事態に至った原因と責任の究明
- (イ) 運営事業者による当該施設の運転再開計画の提案及び発注者への報告
- (ウ) 運営事業者による当該施設の改善作業への着手
- (エ) 組合による当該施設の改善作業の完了確認
- (オ) 組合による当該施設の運転データの確認
- (カ) 当該施設の運転再開

#### イ 減額の算定方法

本件施設の全部又は一部の運転を停止した状況において減額する金額については、1日あたりの運営固定費に停止日数と当該状況下において処理対象物を受け入れた日と受け入れ不能であった日それぞれ毎に予め設定する減額率を乗じた額の累計額を当該月の運営固定費の支払い額から減額する。

$$(\text{減額}) = \Sigma(1 \text{ 日あたりの運営固定費} : \text{円} / \text{日}) \times (\text{停止日数} : \text{日}) \times (\text{減額率} : \%)$$

ただし、「1日あたりの運営固定費：円／日」とは、年間の運営固定費を当該年度の日数で除した額を表す。

#### ウ 減額率

状 態		減額率
本件施設の全部又は一部の運転を停止	処理対象物をごみピットで受け入れた日	25%
	処理対象物をごみピットで受け入れ不能であった日	100% (支払停止)

### 3 運転継続型減額措置

#### (1) モニタリング手法の確定の手続

運転継続型減額措置は、適切な改善を運営事業者に促すための経済的動機付けとして規定するものであり、ただちに運営業務委託費を減額する運転停止型減額措置の場合と異なるものである。そのため、まず組合と運営事業者はモニタリング手法を以下の手続に基づいて合意して確定し、当該モニタリング手法を運用するものとする。

ア 運営事業者の事業提案書に基づき、運営・維持管理業務の仕様・水準を確定する。

イ 運営事業者の提供する運営・維持管理業務が、要求水準書等未達となる基準については事業契約締結後に詳細化する。

ウ 運営事業者は品質管理（PDCA サイクル）を行うものとし、品質管理方針・品質管理プログラム等の策定、業務の手順化の一環として「運営マニュアル」を作成し、業務執行体制の構築を行うとともに、自己監査（セルフモニタリング）を業務監査（日常、随時及び定期モニタリング等）に位置づけるものとする。

エ 運営事業者は、自らが行う品質管理を前提として、(2) イ に示す組合のモニタリング方針を踏まえた上で、協議組織・体制、モニタリングに関する各種報告様式等を提案し、組合と協議の上、具体的なモニタリング手法を確定し、これを運用するものとする。

オ なお、運営マニュアルは、運営事業者自らの業務の実施のために作成するものであり、これを遵守することにより運営事業者が免責となるものではない。

#### (2) モニタリングの方法

ア 運営事業者によるモニタリング

運営事業者は、自己の責任及び費用でセルフモニタリングを行い、下請企業を含んだ運営・維持管理業務の履行体制及び品質管理システムの履行状況等を確認し、運営・維持管理業務の履行状況について定期的又は随時に確認等を行い、事業契約書に定める運営・維持管理業務についての各種報告書及び監査済み財務書類をそれぞれ期日までに作成して組合に提出するものとする。

イ 組合によるモニタリング

組合は、自己の責任及び費用で、運営事業者が実施する運営・維持管理業務について以下のモニタリングを行い、業務の履行状況を確認する。

(ア) 定期モニタリング

運営事業者が毎月 10 日までに提出する月間業務完了報告書の内容が要求水準書等を満たしているか確認し、受領後 14 日以内に当該月間業務完了報告書の対象となる月の業務状況につき運営事業者に通知する。運営事業者は組合が行うモニタリングにつき、組合の要請に応じて合理的な協力を行う。なお、月間業務完了報告書の具体的内容（モニタリングの項目、方法及び提出時期）は、運営事業者の提案に基づき契約後に組合と運営事業者が協議のうえ決定する。

(イ) 随時モニタリング

組合が、必要と認める場合、月間業務完了報告書による確認とは別に随時モニタリングを実施する。随時モニタリングにおいては、運営事業者は当該説明及び立会い等について最大限の協力をするものとする。

(ウ) 複合施設の周辺環境モニタリング

組合は、自らの費用において、複合施設の運営による周辺環境への影響を把握するため、周辺環境モニタリングを実施する。また、運営事業者は、合理的な範囲でこれに協力しなければならない。

(エ) 財務状況モニタリング

運営事業者は、毎事業年度、財務書類（会社法第 435 条第 2 項に規定する計算書類）を作成し、会計監査人及び監査役による監査を受けた上で、株主総会に報告された事業報告並びにこれらの附属明細書の写しとともに毎事業年度経過後 3 ヶ月以内に提出する。なお、組合は当該監査済財務書類を公開することができるものとする。また、運営事業者はこの報告の他に年 1 回、財務諸表を組合に提出すること。

(3) 削減額の算定方法

ア 減額等の措置を講じる状態

定期モニタリングの結果、要求水準を満たさないと組合が判断した場合。改善措置が必要となる状態の例は表－1 に示すとおりである。

水準 1：複合施設の運営にあたって明らかに支障がある場合

水準 2：複合施設の運営にあたって利便性を欠く場合

表－1 運転継続型減額措置が必要となる状態（例）

運営費の区分	改善措置が必要となる状態の例
運営固定費	<p>■水準 1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の対策不良</li> <li>・安全措置の不備による労働災害、人身事故等の発生</li> <li>・要監視基準値の逸脱</li> <li>・熔融スラグ及び飛灰処理物の基準値の逸脱</li> <li>・故意による業務放棄</li> <li>・業務の未実施</li> <li>・運営報告書の虚偽記載</li> </ul>
	<p>■水準 2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報公開設備（掲示機器等）の不具合による履行水準の未達</li> <li>・見学者対応設備の不備</li> <li>・日常清掃、除草状況の履行水準の未達</li> <li>・諸室清掃状況の履行水準の未達</li> </ul>

イ 減額措置の手順

(ア) 業務改善手続き

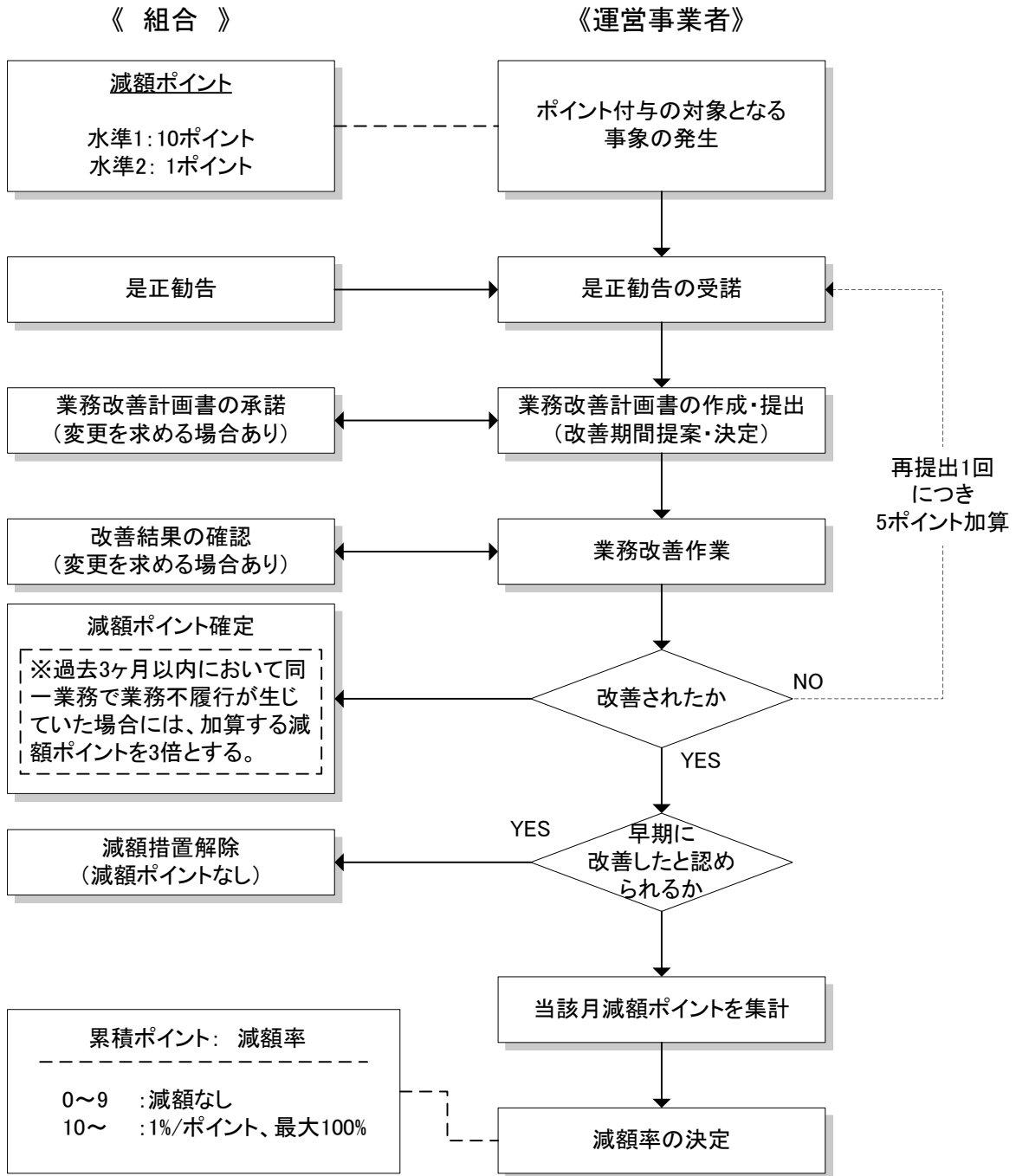
運転を継続できるが、運営事業者の運営・維持管理業務水準が運営マニュアル等の未達成及び運営業務委託契約に基づく債務の不履行に至ったと判断した場合、組合と

運営事業者は、次の手順で業務の改善に努めるものとする。(図－1 参照)

- ① 組合は運営マニュアル等の未達成及び運営業務委託契約に基づく債務の不履行の改善を行うよう是正勧告を行う。
- ② 運営事業者による運営マニュアル等の未達成及び運営業務委託契約に基づく債務の不履行に至った原因と責任の究明
- ③ 運営事業者による業務改善計画書の作成・提出及び組合の承諾
- ④ 業務改善作業への着手
- ⑤ 組合による業務改善作業の完了確認

なお、業務水準が運営マニュアル等の未達成及び業務契約書等の不履行に至った理由が軽微で、その原因及び改善策が自明である場合には、次に示す簡略化した手続きにすることが可能であるものとする。

- ① 組合は運営マニュアル等の未達成及び運営業務委託契約に基づく債務の不履行の改善を行うよう是正勧告を行う。
- ② 運営マニュアル等の未達成及び運営業務委託契約に基づく債務の不履行に至った原因と責任の究明及び対応策の検討
- ③ 業務改善作業への着手
- ④ 組合による業務改善作業の完了確認



図－1 運転継続型減額措置等

## (イ) 減額の算定方法

$$(\text{減額}) = (1 \text{ 日当たりの運営固定費 : 円/日}) \times (\text{違反日数 : 日}) \times (\text{減額率 : \%})$$

ただし、「1日当たりの運営固定費：円／日」とは、年間の運営固定費を当該年度の日数で除した額とする。

## (ウ) 減額率

- ① 状況に応じた減額のポイントは表-2 のとおりとする。ただし、軽微な不履行で運営事業者が自ら改善措置をとり一定の改善期間の中で速やかに解決することができたと組合が認める場合には減額ポイントは付さないものとする。
- ② 予め定めた改善期間内に改善作業の完了が確認されなかった場合には、組合は再度是正勧告を行い業務改善計画書の再提出を求め、改善が認められるまで上記手続きを繰り返す。なお、業務改善計画書の再提出が必要な場合はその都度5ポイントを加算する。
- ③ 過去3ヶ月以内において同一業務に対して業務不履行が生じていた場合には、加算する減額ポイントを3倍として加算する。
- ④ 月毎に累積ポイントを集計する。
- ⑤ 累積ポイントに応じて減額率（表-3 参照）を算定し、決定する。
- ⑥ 累積ポイントは次月には持ち越さない。

表-2 減額ポイント

水準未達の状況	減額ポイント
水準 1	水準未達と認定された場合に 10 ポイント
水準 2	水準未達と認定された場合に 1 ポイント

※過去3ヶ月以内において同一業務に対して業務不履行が生じていた場合には、加算する減額ポイントを3倍として加算する。

表-3 減額率

累積ポイント	減額率
0～9	減額なし
10～	(累積ポイント) × (1%/ポイント)、最大 100%

## 4 計画売電電力量未達減額措置

## (1) 組合における実績処理対象物量及び実績ごみ質ならびに実売電電力量の確認

毎月の実績処理対象物量及び実績ごみ質は、運営事業者の月間業務完了報告書により組合が確認する。また、各年度終了時には、当該年度において運営事業者が処理をした実績処理対象物量及び実績ごみ質が計画範囲内であることを確認する。また、組合は毎月の実売電電力量を確認し、都度、運営事業者にそれを通知する。

## (2) 民間事業者における計画売電電力量の算出

各年度終了時に、民間事業者は組合から報告を受けた実売電電力量と、民間事業者提案に基づく計画売電電力量の比較による計画売電電力量達成ポイント<sup>※</sup>等を取りまとめた計画売電電力量達成状況報告書を提出する。

※：計画売電電力量達成ポイント＝{(実売電電力量(kWh))÷(計画売電電力量(kWh))}×100-100  
(小数点以下切り捨て)

## (3) 計画売電電力量の達成状況の確認

組合は運営事業者が提出する計画売電電力量達成状況報告書の内容を確認した結果、当該単年度或いは連続する各事業年度の計画売電電力量達成ポイントが累積で-5ポイント以下に達した場合、ペナルティとして、当該単年度或いは累積で-5ポイント以下に到達した年度の最終月の運営業務委託費から累積年度の未達成量に1kWhあたり5円を乗じた額を控除して支払う。ただし、計画売電電力量の未達が運営事業者の責めに帰すことのできない事由に基づくことを運営事業者が明らかにした場合には、この限りではない。

なお、ペナルティを与えた年度の計画売電電力量達成ポイントは次年度に持ち越さないものとする。

## 5 提案組合圏域内発注金額未達減額措置（設計・建設業務）

### (1) 建設事業者における組合圏域内発注金額の算出

建設工事完了時に、建設事業者は事業提案書で提案した提案組合圏域内発注金額、また、同じく非価格要素審査で提案した確認方法により算出した実績組合圏域内発注金額を確認し、提案組合圏域内発注金額の達成状況等を取りまとめた設計・建設業務組合圏域内発注金額達成状況報告書を毎年度組合に提出する。

### (2) 組合における提案組合圏域内発注金額の達成状況の確認

組合が設計・建設業務組合圏域内発注金額達成状況報告書を確認した結果、建設工事請負契約の契約金額のうちの実績組合圏域内発注金額が提案組合圏域内発注金額を下回っていた場合、未達成分の金額を設計・建設業務費から減額して支払う。ただし、提案組合圏域内発注金額の未達が建設事業者の責めに帰すことのできない事由に基づくことを建設事業者が明らかにし、組合がこれを認めた場合には、この限りではない。

## 6 提案組合圏域内発注金額未達減額措置（運営・維持管理業務）

### (1) 運営事業者における組合圏域内発注金額の算出

運営事業者は事業提案書で提案した提案組合圏域内発注金額、また、同じく非価格要素審査で提案した確認方法により実績組合圏域内発注金額を確認し、提案組合圏域内発注金額の達成状況等を取りまとめた運営・維持管理業務組合圏域内発注金額達成状況報告書を組合に毎月提出する。

**(2) 組合における提案組合圏域内発注金額の達成状況の確認**

組合は運営事業者が毎月提出する運営・維持管理業務組合圏域内発注金額達成状況報告書の内容を確認する。

確認した結果、当該月において、実績組合圏域内発注金額が提案組合圏域内発注金額を下回っていた場合、未達成分の金額を運営事業者を支払う当該月の運営固定費から控除して支払う。ただし、提案組合圏域内発注金額の未達が運営事業者の責めに帰すことのできない事由に基づくことを運営事業者が明らかにした場合には、この限りではない。



入札説明書添付資料－5 民間事業者が付与する保険について

1 設計・建設期間

(1) 本件施設建設中の組立保険

保険の対象：工事現場において不測かつ突発的な事故によって工事の目的物等に生じた損害

補償額：請負代金額

保険期間：本件施設の着工日から建設工事完了日まで

被保険者：建設事業者

(2) 本件施設建設中の第三者損害賠償保険

保険の対象：建設工事に伴い第三者に与えた損害について法律上の賠償責任を負担することにより被る損害を担保

補償限度額：対人：1名当たり1億円、1事故当たり10億円以上

対物：1事故当たり1億円以上

保険期間：本件施設の着工日から建設工事完了日まで

被保険者：建設事業者

※ 上記に示す保険は必要最小限度のものであり、建設事業者が必要に応じて上記条件以上の補償内容とすること及び上記に示した保険以外の保険を提案し付保することを妨げない。

2 運営・維持管理期間

(1) 本件施設の運営・維持管理業務にかかる第三者損害賠償保険

保険契約者：運営事業者

被保険者：組合、運営事業者

保険期間：運営・維持管理期間とする。

補償限度額：(補償額) 対人：1名当たり最大1億円

1事故当たり最大10億円

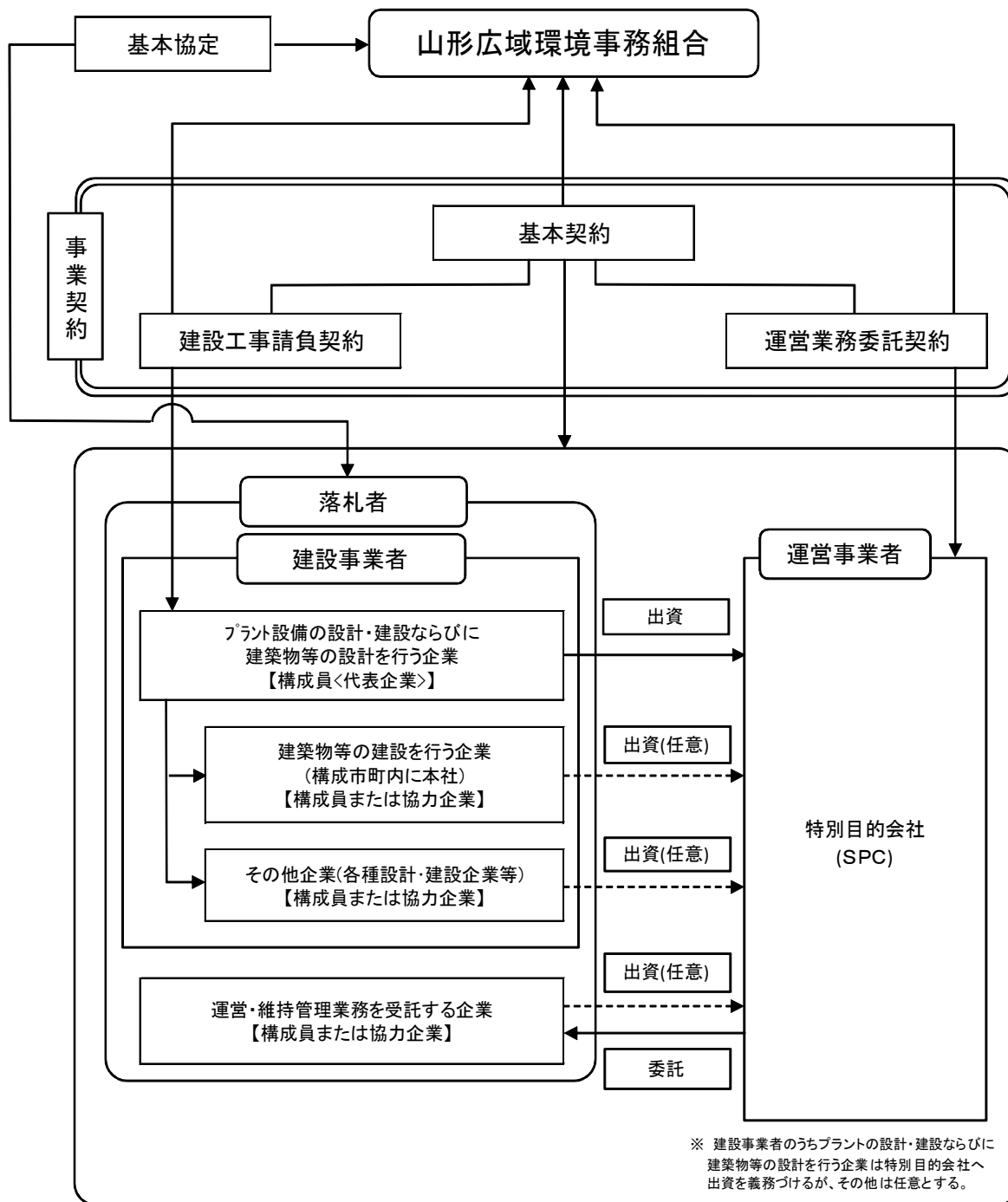
対物：1事故当たり最大1億円

補償する損害：本件施設の使用若しくは管理又は本件施設内での事業遂行に伴う法律上の損害、賠償責任を負担することによって被る損害

免責金額：なし

※ 上記に示す保険は必要最小限度のものであり、運営事業者が必要に応じて上記条件以上の補償内容とすること及び上記に示した保険以外の保険を提案し付保することを妨げない

入札説明書添付資料－6 契約スキーム（例）



入札説明書添付資料－7 地元企業への組合圏域内発注予定額について

1 地元企業及び組合圏域内発注予定額の定義

地元企業とは、組合圏域内に本社を置く企業とする。

地元企業への組合圏域内発注予定額の対象となるものは、設計・建設業務において地元企業に発注する下請工事、資材調達等の金額と、運営・維持管理業務において地元企業に発注する業務委託、用役等の金額とする。

2 対象範囲

- ① 地元企業への発注が階層構造の場合、応募者が提案可能な範囲における最下層までを組合圏域内発注予定額の対象範囲とする。
- ② 設計・建設業務において元請が地元外企業と地元企業とのJVの場合、当該地元企業が請負う分の金額は組合圏域内発注予定額の対象とするが、その組合圏域内発注予定額の達成状況を実績をもって確認できるよう応募者が提案するものとする。
- ③ 地元外企業又はSPCが発注する工事、資材、委託業務、用役等を地元企業（商社を含む）が受注する分は、組合圏域内発注予定額の対象とする。ただし、その際の組合圏域内発注予定額の重複加算は行わない（発注を受けた地元企業において、当該発注にかかる下層の地元企業への発注は組合圏域内発注予定額の対象外とする）ものとする。
- ④ 地元企業が地元外企業に発注する下請工事、委託業務は、当該組合圏域内発注予定額から減算するものとする。また、地元企業が資材、用役等を地元外企業へ発注しても組合圏域内発注予定額の減算対象としない。
- ⑤ 地元企業とのリース契約は資材又は用役調達と同様に扱う。
- ⑥ 組合圏域内発注予定額の算出において、SPCは地元外企業の扱いとする。
- ⑦ 上記に該当しない事項がある場合は、応募者による提案とする。

【対象範囲の例】

